

学校において、児童生徒または教職員に
感染者が確認された場合の対応について

- (1) 児童生徒または教職員に感染者が確認された場合は、「学校において、児童生徒または教職員に感染者が確認された場合の学級閉鎖等の基準について」(令和3年9月10日、町ホームページに掲載)に基づき、対応します。

※児童生徒が登校している間に、陽性者が確認された場合、感染拡大防止に配慮し、速やかに下校させることがあります。また、その事案が発生した場合は、学校よりメール配信や各校のホームページ等により周知しますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくをお願いします。

- (2) 児童生徒等に感染者が確認された場合は、当該児童生徒等は出席停止となります。期間は治癒するまでとし、登校の再開については医療機関や保健所等と連携しながら判断します。

- (3) 児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合は、当該児童生徒等は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して 10日間の出席停止となります。

なお、従前記載の『(4) 児童生徒等の同居家族が濃厚接触者に特定された場合は、感染拡大防止の観点から、濃厚接触者の検査結果が「陰性」と判明するまで、出席停止となります。』につきましては、今回削除しました。

新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しております。必要に応じ、上記内容の変更や新たな追加の場合もあります。あらかじめ、ご承知おき願います。

令和4年1月21日改定